

技能講習の科目、時間及び受講資格表

(地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習)

1. 技能講習の科目、時間

講習科目	講習時間	講習科目の一部免除					
	正規講習 17 時間	3 時間	1.5 時間	5.5 時間	8 時間	6 時間	7 時間
作業の方法に関する知識	10.5	—	—	5.0 (土止め支保工関係)	5.0 (土止め支保工関係)	5.5 (地山の掘削関係)	5.5 (地山の掘削関係)
工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3.5	—	—	—	—	—	—
作業者に対する教育等に関する知識	1.5	1.5	—	—	1.5	—	—
関係法令	1.5	1.5	1.5	0.5	1.5	0.5	1.5
合計	17.0	3.0	1.5	5.5	8.0	6.0	7.0

(注) 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)第1条の規定による改正前の労働安全衛生法(以下「旧法」という。)別表第18に掲げる地山の掘削作業主任者技能講習若しくは土止めの支保工作業主任者技能講習を修了した者に対する技能講習は次による。

- ・地山の掘削作業主任者技能講習(第5号)を修了した者 5.5 時間
- ・土止め支保工作業主任者技能講習(第6号)を修了した者 6.0 時間

2. 技能講習の受講資格

講習時間		受講資格
正規講習	17時間	<ul style="list-style-type: none"> ・地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者 (労働安全衛生規則別表第6 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の項受講資格の欄第1号) ・学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有するもの (労働安全衛生規則別表第6 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の項受講資格の欄第2号) ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程第1条第5号に掲げる者で、当該訓練を修了した後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有するもの (労働安全衛生規則別表第6 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の項受講資格の欄第3号の厚生労働大臣が定める者)
講習科目一部免除	8時間	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生規則別表第6 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の項の受講資格を有する者で、建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格したもの(建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第4種から第6種までの種別に該当するものに合格した者を除く。)
	7時間	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生規則別表第6 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の項の受講資格を有する者で、職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

6 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・旧法の土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者 ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程第 1 条第 2 号、第 4 号及び第 7 号に掲げる者で、当該訓練を修了した後 2 年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有するもの (労働安全衛生規則別表第 6 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の項受講資格の欄第 3 号の厚生労働大臣が定める者) ・労働安全衛生規則別表第 6 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の項の受講資格を有する者で、職業能力開発促進法施行令(昭和 44 年政令第 258 号)別表第 1 に掲げる検定職種のうち、とびに係る 1 級又は 2 級の技能検定に合格したもの
5.5 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・旧法の地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者
3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程第 1 条第 1 号、第 3 号及び第 6 号に掲げる者で、当該訓練を修了した後 2 年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有するもの (労働安全衛生規則別表第 6 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の項受講資格の欄第 3 号の厚生労働大臣が定める者) ・労働安全衛生規則別表第 6 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の項の受講資格を有する者で、職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる建設科又はさく井科の訓練(旧能開法第 27 条第 1 項の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの、訓練法第 10 条の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの及び旧訓練法第 8 条第 1 項の能力再開訓練として行われたものを含む。)を修了したもの ・労働安全衛生規則別表第 6 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の項の受講資格を有する者で、建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条の 3 に規定する土木施工管理技術検定に合格したもの
1.5 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生規則別表第 6 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の項の受講資格を有する者で、職業能力開発促進法第 28 条第 1 項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の免許職種の欄に掲げる建設科、土木科又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けたもの